

○ 大規模サイバー攻撃事態発生時の態勢に関する規程

〔 日 付 平成29年3月28日
番 号 訓令甲第11号 〕

【目的】

この規程は、国民生活及び社会経済活動に影響を及ぼすおそれのある大規模サイバー攻撃事態（国民の生命、身体、財産若しくは国土に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのあるサイバー攻撃事態をいう。）が発生した場合における警視庁の態勢について必要な事項を定めることを目的とする。